

## 富士市公告第158号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年6月5日

富士市長 金指 祐樹

### 1 業務概要

- (1) 業務名 富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託
- (2) 業務内容

本業務は、地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図ることを目的とし、介護者等の病気、入院、死亡その他やむを得ない理由により残された障害者が、在宅での生活が維持できなくなる場合等（以下「緊急時」という。）に備えた相談支援や緊急時の対応、地域移行の促進、福祉の専門的知識及び技術を有する人材の育成・確保、地域の関係機関の連携体制の構築を行うものとする。

本業務を統括する者として、地域生活支援拠点等コーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）を配置し、支援対象者の意向、態様及び委託者からの指示に応じ、協議会等の意見も踏まえながら、次の①から⑥までの業務を行う。

#### ① 相談支援

- ア 支援対象者、養護者等への相談支援を行う。
- イ 関係機関等が把握している支援対象者についての情報を収集する。
- ウ 緊急時の支援が見込めない世帯における障害者等へのアセスメント等により必要となる福祉サービス等の対応を検討する。
- エ 特定相談支援事業所等関係機関と連携し、緊急時を見据えた支援計画を作成する。
- オ 短期入所施設等の緊急時受入先を開拓し、受入困難が生じない体制づくりを行う。
- カ 地域定着に関わるサービス事業の情報収集に努め、適切な対応に努める。

#### ② 365日24時間体制の緊急時の受入調整と対応

- ア 緊急時の受付については、特定相談支援事業所の開設時間に係わらず、常に連絡の取れる体制を整え、障害者等に緊急的な支援が必要となった場合、迅速に短期入所等のサービス調整を行い、利用に繋げる。
- イ 相談支援事業所から緊急時の受入先の相談があった場合には、受入先の情報提供や相談支援を行う。
- ウ 短期入所等での受入後に、日常生活に戻るための支援方法を検討する。障害者

等の意向を確認し、必要に応じて関係事業者と連携し、緊急時の対応後の障害者等の生活について調整を行う。

エ その他緊急時相談支援体制の運営に必要な事項を行う。

③ 体験の機会及び場の調整

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしを体験する機会を調整する。

④ 協議会研修部会への参画

高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができるサービス提供体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う。

⑤ 地域生活支援拠点等の整備推進にかかる関係機関との連携体制の構築

ア 地域生活支援拠点等の機能充実を図るため、障害福祉サービス事業所、医療機関、基幹相談支援センター等の支援機関と効果的な支援を提供できる連携体制を構築する。

イ 本業務の活動実績や課題を整理し、協議会へ報告するとともに課題解決に向けた取組を行う。

⑥ グループホーム連絡会への参画

ア グループホーム事業者のサービスの質の向上やサービス提供体制の拡充、連携強化のため、意見交換会や勉強会等の企画・運営を行う。

イ 市内グループホームの基本情報や空き状況等の情報の収集を月1回程度行う。

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 支払限度額 4,072,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

(3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和8年度富士市競争入札参加資格審査の登録又は申請している者であること。

(4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 富士市内において特定相談支援事業所の指定を受けている者

(7) 市内の特定相談支援事業所に、次の全ての要件を満たす者を拠点コーディネーターとして常勤、かつ、専従で1名配置することができる者

ア 相談支援従事者現任者研修を修了した相談支援専門員の資格を有する者

イ 障害者自立支援協議会への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、知識及び経験を有する者

ウ 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域で生活している又は地域で生活することを希望する障害者等への支援について、知識及び経験を有する者

エ 本事業のほか、他の業務に従事していない者。ただし、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は除く。

### 3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和8年6月5日（金）から同年6月15日（月）まで

(2) 交付書類

ア 富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託公募型プロポーザル実施要領

イ 富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託公募型プロポーザル様式集

ウ 富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託仕様書

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトの URL は、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1020100000/p005532.html>

#### 4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年6月5日（金）から同年6月9日（火）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「参加表明に関する質問書」（様式1）に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。  
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けられないものとする。  
メールアドレス：fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp  
電話番号：0545-55-2911（直通）
- (3) 質問回答日 令和8年6月11日（木）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

#### 5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年6月5日（金）から同年6月15日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市 福祉部 障害福祉課（富士市庁舎4階南側）
- (3) 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 「富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託プロポーザル実施要領」による。

#### 6 手続日程

- (1) 令和8年6月5日（金） 公告
- (2) 令和8年6月9日（火） 参加表明に関する質問書提出期限
- (3) 令和8年6月11日（木） 参加表明に関する質問回答の公表
- (4) 令和8年6月15日（月） 参加表明書等提出期限
- (5) 令和8年6月22日（月） 参加資格確認結果通知
- (6) 令和8年6月24日（水） 企画提案書に関する質問受付開始
- (7) 令和8年6月24日（水） 企画提案書の受付開始
- (8) 令和8年7月1日（水） 企画提案書等に関する質問書提出期限
- (9) 令和8年7月6日（月） 企画提案書等に関する質問の回答
- (10) 令和8年7月10日（金） 企画提案書等提出期限
- (11) 令和8年7月10日（金） プロポーザル参加辞退届の提出期限
- (12) 令和8年7月14日（火） プレゼンテーション及びヒアリング
- (13) 令和8年7月22日（水） 優先交渉権者の特定等結果通知
- (14) 令和8年8月1日（土） 契約

## 7 その他（留意事項）

- (1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。
  - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
  - イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (2) 失格となる企画提案者
  - ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。
    - (ア) 本要領 2(4)「支払限度額」を超えた見積書を提出した場合
    - (イ) 本要領 13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合
    - (ウ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
  - イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。
    - (ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
    - (イ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
    - (ウ) その他審査委員会が不適格と認めた場合
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。
- (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。